

関東整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成21年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) ※注1	契約面積 (ha)	選定基準 ※注2	重点化基準 ※注3	B/C ※注4	備考(重点化基準の具体的内容)
1	福島県郡山市	46	ア	①②	2.90	(①阿武隈川流域 ②湖南町福良簡易水道)
2	茨城県久慈郡大子町	36	ア	①	3.35	(久慈川流域)
3	栃木県日光市	3	ア	①②	3.10	併括管理 (①利根川流域 ②東小来川浄水場)
4	栃木県鹿沼市 (上都賀郡栗野町)	2	ア	①②	3.16	併括管理 (①利根川流域 ②口栗野第2浄水場)
5	栃木県鹿沼市 (上都賀郡栗野町)	12	ア	①②	2.12	(①利根川流域 ②粕尾簡易水道)
6	群馬県多野郡神流町 (多野郡万場町)	7	ウ	①	1.99	(利根川流域)
7	群馬県吾妻郡高山村	12	ウ	①	2.82	(利根川流域)
8	群馬県甘楽郡南牧村	5	ウ	①	2.42	(利根川流域)
9	新潟県東蒲原郡阿賀町 (東蒲原郡津川町)	42	ウ	①	2.24	(阿賀野川流域)
10	山梨県南巨摩郡富士川町 (南巨摩郡鯉沢町)	6	ア	①②	2.29	(①富士川流域 ②鯉沢中部簡易水道)
11	山梨県南巨摩郡身延町	7	ア	①②	2.97	(①富士川流域 ②南部町東部簡易水道)
12	山梨県南巨摩郡富士川町 (南巨摩郡鯉沢町)	13	ア	①②	2.29	(①富士川流域 ②鳥屋・柳川簡易水道)
13	静岡県浜松市 (天竜市)	6	ア	①	3.50	(天竜川流域)
14	静岡県島田市 (榛原郡川根本町)	5	イ	①②	3.70	(①大井川流域 ②笹間川ダム)
15	静岡県静岡市	5	ア	①	4.15	(安倍川流域)
16	静岡県静岡市	6	ア	①	4.15	(安倍川流域)
17	静岡県静岡市	11	ア	①	4.15	(安倍川流域)
18	静岡県静岡市	6	ア	①	3.29	(安倍川流域)
19	静岡県島田市 (榛原郡川根本町)	5	ア	①	3.41	(大井川流域)

注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。

注2 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注4 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、 $B/C \geq 1.00$ 。

注5 「併括管理」：契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。